附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

（港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示及び技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の一部改正）

3　港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示及び技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　（略） （経過措置） 2　この告示の施行の際現に設置されている船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械（建設中のものを含む。）が改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第八十二条第二項の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は適用しない。	附　則 1　（略） （経過措置） 2　この告示の施行の際現に設置されている船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械（建設中のものを含む。）が改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第八十一条第二項の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は適用しない。

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
山形県東田川郡庄内町廻館字岡一〇二番から酒田市落野目字広野一〇番五まで	前	A　一三・二〇～一二五・四〇	一一・三八一	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E　一〇・八〇～五三七・〇〇	一二・七一一	
	後	A　一三・二〇～一二五・四〇	一一・三八一	
		B・C・D・E　一〇・八〇～五三七・〇〇	一二・七一一	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	山形県東田川郡庄内町余目新田字堰下二九番一から酒田市新堀字前岡三九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所
〃	酒田市大町字上割一五〇番四から同市東町二丁目二番五まで	〃

供用開始の期日　平成三十年三月十八日十六時

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市釈迦内字山神台四〇番八から同市釈迦内字二ツ森八八番四まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十六日

○関東地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十六日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道

三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第百七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第千百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一号、昭和六十三年建設省告示第二百三十九号、平成元年建設省告示第千九十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十号、平成五年建設省告示第六百九十七号、